

(I i 介護度)		予防短期入所(S S) 利用料金表(従来型個室)									
	サービス費	夜勤加算	サービス提供加算	食費	居住費	日用品費	教養娯楽費	処遇改善 I	特定処遇加算 I	合計	
第1段階	生活保護	(580/721)	(24)	22	300	(490)	110	100	(24/30)	(13/16)	510
	要支援1	577	24	22	300	490	110	100	24	13	1,660
	要支援2	721	24	22	300	490	110	100	30	16	1,813
第2段階	要支援1	577	24	22	390	490	110	100	24	13	1,750
	要支援2	721	24	22	390	490	110	100	30	16	1,903
	要支援1	577	24	22	650	1,310	110	100	24	13	2,830
第3-1-1 段階	要支援2	721	24	22	650	1,310	110	100	30	16	2,983
	要支援1	577	24	22	650	1,310	110	100	24	13	4,198
	要支援2	721	24	22	650	1,310	110	100	30	16	2,983
第3-1-2 段階	要支援1	577	24	22	1,660	1,668	110	100	24	13	4,198
	要支援2	721	24	22	1,660	1,668	110	100	30	16	4,351

(I iii 介護度)		予防短期入所(S S) 利用料金表(従来型多床室)									
	サービス費	夜勤加算	サービス提供加算	食費	居住費	日用品費	教養娯楽費	処遇改善 I	特定処遇加算 I	合計	
第1段階	生活保護	(613/768)	(24)	-22	300	(370)	110	100	(26/32)	(14/17)	510
	要支援1	610	24	22	300	370	110	100	26	14	1,575
	要支援2	768	24	22	300	370	110	100	32	17	1,743
第2段階	要支援1	610	24	22	390	370	110	100	26	14	1,665
	要支援2	768	24	22	390	370	110	100	32	17	1,832
	要支援1	610	24	22	650	370	110	100	26	14	1,926
第3段階	要支援2	768	24	22	650	370	110	100	32	17	2,093
	要支援1	610	24	22	1,660	377	110	100	26	14	2,942
	要支援2	768	24	22	1,660	377	110	100	32	17	3,110

その他加算料金表

個別リハビリテーション実施加算	240 /日
認知症行動・心理症状緊急対応加算(7日間/月)	200 /日
緊急短期入所受入加算(7日間/月)	90 /日
在宅復帰・在宅療養支援加算 I	34 /日
若年性認知症受入加算	120 /日
療養食加算	8 /回
送迎加算(片道あたり)	184 /回
緊急時施設療養費 I /緊急時治療管理(3日間/月)	522 /日
介護職員処遇改善加算	3.9%
介護職員等特定処遇改善加算	2.1%
介護職員バーニアップ支援加算	0.8%

自己負担金

洗濯・乾燥代	400 /回
散髪代	1,100~ /回
電気代	60 /日
2人部屋(第1段階)	150 /日
2人部屋(第2段階)	150 /日
2人部屋(第3段階)	400 /日
2人部屋(第4段階)	500 /日
領収書再発行手数料(税別)	200 /枚
日用品費	110 /日
教養娯楽費	100 /日

日用品費(日額110円)：シャンプー・リンス・ボディソープ・石鹸・入浴剤・ハンドソープ・トイレトーパーバー・トイレ用ちり紙・綿棒・ペーパータオル・おしぼり・タオル・バスタオル・洗剤・ハイター類・歯磨き粉など
 ※ご不要の場合は、ご持参頂く事になります。

教養娯楽費(日額100円)：筆、絵の具などの画材・すずり、墨汁などの書道セット・色鉛筆・折り紙・色画用紙・はさみ・のり・テープ類・レクリエーションで使用する食材費・利用者様の写真・茶話会などでのお茶、コーヒー、お菓子・ラミネートなど
 ※これらをご準備いただく場合には徴収しません。

※個人的な費用(野外活動での入場料など)は、事前にご家族様に了承を頂いた上で、別途費用が発生する場合があります

サービス利用料の額その他費用の額

1) 介護保健施設サービスを提供した場合の利用料の額は、法定代理受領サービスに該当する場合は各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を介護報酬告示上の額に乘じた金額とし、法定代理受領サービスに該当しない場合には介護報酬告示上の額とする。

2) 食費、居住費については、入所者が市町村から「介護保険負担限度額認定証」の交付を受けている場合は、認定証に記載された負担限度額とする。